

野菜計画生産出荷促進対策特別事業の概要

1 事業の目的

新生産調整推進対策の実施に伴い、野菜への転作増加が見込まれるので、野菜の需給に即応した計画的な生産出荷を促進する事業を実施し、野菜の供給の安定に資するものとする。

2 根拠法令

野菜計画生産出荷促進対策特別事業実施要領（昭和54年6月15日付け農業第496号京都府農林部長通知）
農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年11月11日京都府告示第928号）

3 事業実施主体

公益社団法人京のふるさと産品協会

4 事業内容

価格差特別補給事業

◆対象となる野菜

- ・本ぼにおける栽培期間が稲作期間と1ヶ月以上重複する野菜
 - ・指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
- 上記2事業に係る対象産地の区域内の当該対象野菜（協会業務方法書 別表第6のとおり）

◆対象出荷期間

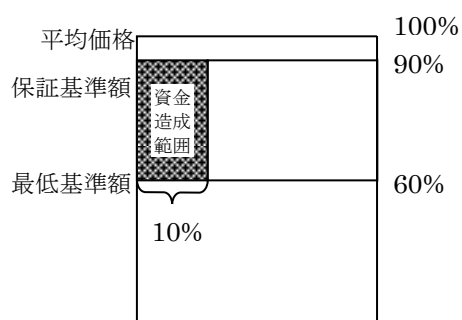
（協会業務方法書 別表第7のとおり）

◆計画生産出荷の認定

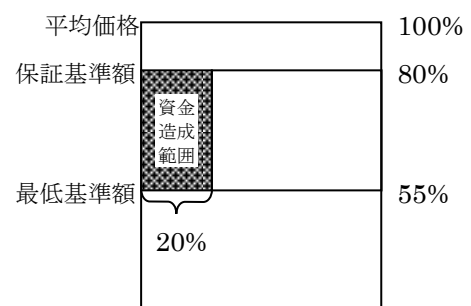
- ・協会に承認された出荷計画数量と対象市場に出荷した実績数量との差が対象市場において、月別に15パーセント以内で総数が当該出荷計画数量のおおむね10パーセントの範囲内であること。

5 資金造成の仕組み

【指定野菜価格安定対策事業】



【特定野菜等事業】



(1) 特別補給金(円)の算定

特定野菜等事業：価格差補給交付金に4分の1を乗じて得た額

※ 指定野菜事業：一般補給交付金に9分の1を乗じて得た額

注)※：指定野菜価格安定対策事業(事業実施主体(独)農畜産業振興機構)についても対応。

(2) 負担割合 全額京都府補助金